

## 鳥取県告示第395号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年8月1日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年6月15日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 1 申請のあった年月日  
平成22年6月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人明倫NEXT100
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
川部 洋
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取県倉吉市
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
明倫地区に住む人、明倫地区を愛する人たちが一緒になって、地域にある資産を活かし、一人ひとりが豊かに暮らすことができる地域をつくり、人と人とのつながりを大切にした“世界に誇れる田舎まち”として、明倫地区がいつまでも続いていくようにすることを目的とする。